

重要事項説明書（訪問看護）

1. 事業者概要

法人名	株式会社 愛笑
法人所在地	石川県羽咋市粟原町イ109番地
電話番号	0767-22-0660
FAX番号	0767-22-0661
代表者氏名	代表取締役 井表 芳美
設立年月日	令和6年6月1日

※平成23年3月14日 合同会社愛笑設立。令和6年6月1日 株式会社愛笑に組織変更。

2. 事業所の概要

事業所の種類	訪問看護
医療機関指定番号	07, 9110, 1
事業所名	訪問看護ステーションあわら
所在地	石川県羽咋市粟原町イ110番地
電話番号/FAX番号	電話0767-22-0105/FAX0767-22-0160
管理者名	木下 真由美
開設年月日	平成27年5月15日
サービス提供地域	羽咋市、宝達志水町 ※提供地域以外の方はご相談ください。
営業日・営業時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※ただし、訪問看護計画書への記載日や緊急の場合にはこれに限りません。

3. 職員の配置状況

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	0名	1名
看護師	看護師	4名	4名	8名

4. 事業の目的・運営方針

目的	居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。
運営方針	① 訪問看護の提供に当たり、主治医の指示のもと利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援

	<p>します。また、24時間体制を整え利用者の同意のもと、緊急時等訪問します。</p> <p>② 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、市町、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。</p> <p>③ 本事業所は必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。</p>
--	--

5. サービスの内容

1 病状・障害・全身状態の観察	6 ターミナルケア
2 清拭・洗髪等による清潔の保持	7 認知症患者の看護
3 食事および排泄等日常生活の援助	8 療養生活や介護方法の指導
4 褥瘡の予防・処置	9 カテーテル等の管理
5 リハビリテーション	10 その他医師の指示による医療処置

6. サービスの利用料金等

利用料金	<p>利用料は保険の法定利用料に基づく金額です。</p> <p>※利用者負担金は別紙料金表参照。</p>
利用中止・変更	<p>利用中止については、できるだけ早く当事業所にご連絡ください。</p>
利用料金等のお支払方法	<p>毎月10日前後に前月分の請求書をお渡し致します。</p> <p>① 指定口座への振込みの場合</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>北国銀行 羽咋支店 口座番号：501804 口座名義：株式会社 愛笑</p> </div> <p>② 口座振替の場合 利用料は1ヶ月単位とし、当該月の利用料は翌月22日に、利用者が指定する口座から振り替えます。</p> <p>③ 現金払いの場合 利用料は1ヶ月単位とし、当月分を翌月10日前後にご請求させていただきます。訪問時に集金し、領収書を発行いたします。</p>

7. サービス利用に際しての留意点

<p>1 訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。</p> <p>2 利用者に、他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。サービスのご利用をお断りする場合があります。</p>

8. 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービス提供中に事故が発生した場合は、市町、利用者のご家族、利用者に係る主治の医師等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 緊急時の対応

- サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医や居宅介護支援事業者、予め指定する連絡先に連絡し、適切な処置を行うものとします。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとします。
- 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
緊急連絡先①	氏名	(続柄：)
	連絡先	
緊急連絡先②	氏名	(続柄：)
	連絡先	
その他	氏名	(続柄：)
	連絡先	

10. 苦情対応窓口

利用者及びご家族からの苦情申し出があれば、お気軽にお電話や送迎時にお伝え下さい。解決につきましては迅速に職員間で対応しその結果をご報告させていただきます。

苦情相談窓口		連絡先	対応時間
責任者	井表 芳美	0767-22-0660	8:30~17:30
管理者	木下 真由美	0767-22-0105	

行政窓口

苦情相談窓口	電話番号	対応時間
羽咋市 健康福祉課	0767-22-5314	8:30~17:15
宝達志水町 健康福祉課	0767-28-5506	8:30~17:15
国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情110番	076-231-1110	9:00~17:00

1 1. 衛生管理等

- 1 事業者は職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- 2 事業者は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 2. 守秘義務及び個人情報の保護

- 1 事業所及びすべての職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びそのご家族にする秘密を正当な理由なくして第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、本契約が終了した後においても継続します。
- 2 事業所は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて利用者及びご家族の個人情報を用いません。

1 3. 高齢者虐待の防止

利用者などの人権擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- 2 個別支援計画の作成など、適切な支援に努めます。
- 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

1 4. 身体拘束の防止

- 1 当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合は、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載し、その記録は5年間保存します。

1 5. 業務継続計画の策定等

- 1 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- 2 当事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行います。

16. ハラスメントに関する事項

- 1 当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとします。
- 2 当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、利用者の職員に対する以下の行為を禁止します。
 - (1) 殴る、蹴る、物を投げつける等の身体的暴力
 - (2) 怒鳴る、嫌がらせをするなどの精神的暴力
 - (3) セクシュアルハラスメント
 - (4) 著しく不当なクレームなどの迷惑行為
- 3 以上の禁止行為により、職員への危害の発生又は再発生を防止する事が著しく困難である等により、看護サービスの提供が困難となった場合は、相当な期間において契約を解除することがあります。

17. その他の留意事項

- 1 当事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備します。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 社内研修 月1回
- 2 職員は、その職務中常に身分を証明する証票を携帯し、利用者又はそのご家族から提示を求められたときは、これを提出するものとします。
- 3 当事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管するものとします。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社愛笑と指定訪問看護管理者との協議に基づいて定めるものとします。

訪問看護ステーションあわら 料金表（医療保険）

○保険単位と基本利用料

令和6年6月1日現在

後期高齢者（75歳以上）	1割、2割、現役並み所得者の方は3割		
健康保険	国民健康保険	高齢受給者（70歳～74歳）	2割、現役並み所得者の方は3割
		一般（70歳未満）	3割（6歳未満は2割）

○訪問看護基本療養費

①基本療養費Ⅰ（1日につき）	週3日まで	5,550円
	週4日以降（厚生労働大臣が定める疾病等）	6,550円
②基本療養費Ⅱ（1日につき） ※施設への訪問で、同一日に3人以上 訪問した場合	週3日まで	2,780円
	週4日以降（厚生労働大臣が定める疾病等）	3,280円
③訪問看護基本療養費Ⅲ	入院中に1回、外泊中の訪問看護に対して算定 （厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回）	8,500円

○訪問看護管理療養費

①月の初日	7,670円
②2日目以降（1日につき）	3,000円

○サービスの加算料金

①長時間訪問看護加算	90分を超える場合、週1回まで（対象者は※1）	5,200円
②難病等複数回訪問加算 （週4日以上訪問できる方）	1日2回	4,500円
	1日3回以上	8,000円
③緊急時訪問看護加算（1日につき）	14日目まで	2,650円
	15日目以降	2,000円
④24時間対応体制加算	月1回まで	6,800円
⑤特別管理加算（1月につき）	月1回（対象者は※2）	5,000円
	月1回（対象者は※3）	2,500円
⑥退院時共同指導加算	月1回	8,000円
⑦特別管理指導加算 （⑥に上乘せ）	※2の対象の方、※3の④以外の対象の方	2,000円
⑧退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000円
⑨在宅患者緊急時等カンファレンス 加算	月2回	2,000円
⑩情報提供療養費1 情報提供療養費2	月1回（市町村）	1,500円
	月1回（学校）	1,500円

情報提供療養費 3	月 1 回 (入院・入所する医療機関)	1,500 円
⑪看護・介護職員連携強化加算	月 1 回	2,500 円
⑫ターミナルケア療養費 1	1 回	25,000 円
ターミナルケア療養費 2	1 回 (特別養護老人ホーム入所中)	10,000 円
⑬乳幼児加算	0 歳～6 歳未満	1,300 円
	0 歳～6 歳未満 (厚生労働大臣が定める者)	1,800 円
⑭複数名訪問看護加算	看護師等の場合：週 1 回	4,500 円
	看護補助者の場合：1 日 1 回	3,000 円
	1 日 2 回	6,000 円
	1 日 3 回以上	10,000 円
⑮早朝・夜間・深夜加算	早朝 (6 時～8 時)、夜間 (18 時～22 時)	2,100 円
	深夜 (22 時～6 時)	4,200 円
⑯専門管理加算	月 1 回	2,500 円
⑰訪問看護ベースアップ評価料 (I)	月 1 回	780 円

○保険適応外の料金

90 分を超える訪問看護料 (30 分毎)	長時間訪問看護加算対象者以外の方	1,300 円
死後の処置料		8,000 円
交通費	サービス提供地域を越えた地点からガソリン代相当額を徴取	

※1 ①人工呼吸器を使用している方

②特別訪問看護指示期間の方

③15 歳以下の超重症児・準超重症児

④特別な管理を必要とする方

※2 ①悪性腫瘍患者・気管切開患者で医師により指導管理を受けている状態にある方

②気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態にある方

※3 ①自己腹膜還流・人工透析・酸素療法・中心静脈栄養・成分栄養経管栄養法

自己導尿・人工呼吸・持続的陽圧呼吸療法・自己疼痛管理・肺高血圧症患者

上記で医師により指導管理を受けている状態にある方

②人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方

③重度の褥瘡 (真皮を超える褥瘡) の状態にある方

④在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

訪問看護ステーションあわら 料金表（精神科訪問看護）

○保険単位と基本利用料

令和6年6月1日現在

後期高齢者（75歳以上）		1割、2割、現役並み所得者の方は3割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者（70歳～74歳）	2割、現役並み所得者の方は3割
		一般（70歳未満）	3割（6歳未満は2割）

※障害者自立支援医療等の公費負担制度を利用されている場合は対象となります。

○訪問看護基本療養費

①精神科訪問看護基本療養費Ⅰ（利用者宅） Ⅲ（同一建物に2人の利用者への訪問）		
週3日まで	30分未満	4,250円
	30分以上	5,550円
週4日以降	30分未満	5,100円
	30分以上	6,550円

②精神科訪問看護基本療養費Ⅳ（入院中に1回、外泊中の訪問看護） 厚生労働大臣が定める疾病対象者は入院中に2回まで	1回 8,500円
---	--------------

○訪問看護管理療養費

①月の初日	7,670円
②2日目以降（1日につき）	3,000円

○サービスの加算料金

①長時間精神科訪問看護加算	90分を超える場合 週1回まで（対象者は※1）	5,200円
②精神科複数回訪問加算	1日2回	4,500円
	1日3回以上	8,000円
③精神科緊急時訪問看護加算	1日につき（14日目まで）	2,650円
	1日につき（15日目以降）	2,000円
④24時間対応体制加算	月1回まで	6,800円
⑤特別管理加算（1月につき）	月1回（対象者は※2）	5,000円
	月1回（対象者は※3）	2,500円
⑥退院時共同指導加算	月1回	8,000円
⑦退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000円
⑧在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回	2,000円

⑨情報提供療養費 1	月 1 回 (市町村)	1,500 円
情報提供療養費 2	月 1 回 (学校)	1,500 円
情報提供療養費 3	月 1 回 (入院・入所する医療機関)	1,500 円
⑩ターミナルケア療養費 1	1 回	25,000 円
ターミナルケア療養費 2	1 回 (特別養護老人ホーム入所中)	10,000 円
⑪複数名精神科訪問看護加算	看護師等の場合 1 日 1 回	4,500 円
	1 日 2 回	9,000 円
	1 日 3 回以上	14,500 円
⑫早朝・夜間・深夜加算	早朝 (6 時～8 時)、夜間 (18 時～22 時)	2,100 円
	深夜 (22 時～6 時)	4,200 円
⑬専門管理加算	月 1 回	2,500 円
⑭訪問看護ベースアップ評価料 (I)	月 1 回	780 円

○保険適応外の料金

90 分を超える訪問看護料 (30 分毎)	長時間訪問看護加算対象者以外の方	1,300 円
死後の処置料		8,000 円
交通費	サービス提供地域を越えた地点からガソリン代相当額を徴取	

※1 ①人工呼吸器を使用している方

②特別訪問看護指示期間の方

③15 歳以下の超重症児・準超重症児

④特別な管理を必要とする方

※2 ①悪性腫瘍患者・気管切開患者で医師により指導管理を受けている状態にある方

②気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態にある方

※3 ①自己腹膜還流・人工透析・酸素療法・中心静脈栄養・成分栄養経管栄養法

自己導尿・人工呼吸・持続的陽圧呼吸療法・自己疼痛管理・肺高血圧症患者

上記で医師により指導管理を受けている状態にある方

②人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方

③重度の褥瘡 (真皮を超える褥瘡) の状態にある方

④ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

重要事項説明書（訪問看護・介護予防訪問看護）

1. 事業者概要

法人名	株式会社 愛笑
法人所在地	石川県羽咋市粟原町イ109番地
電話番号	0767-22-0660
FAX番号	0767-22-0661
代表者氏名	代表取締役 井表 芳美
設立年月日	令和6年6月1日

※平成23年3月14日 合同会社愛笑設立。令和6年6月1日 株式会社愛笑に組織変更。

2. 事業所の概要

事業所の種類	訪問看護
指定番号	1760791101
事業所名	訪問看護ステーションあわら
所在地	石川県羽咋市粟原町イ110番地
電話番号/FAX番号	電話0767-22-0105/FAX0767-22-0160
管理者名	木下 真由美
開設年月日	平成27年5月15日
サービス提供地域	羽咋市、宝達志水町 ※提供地域以外の方はご相談ください。
営業日・営業時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※ただし、訪問看護計画書への記載日や緊急の場合にはこれに限りません。

3. 職員の配置状況

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	0名	1名
看護師	看護師	4名	4名	8名

4. 事業の目的・運営方針

目的	居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。
運営方針	① 訪問看護の提供に当たり、主治医の指示のもと利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援

	<p>します。また、24時間体制を整え利用者の同意のもと、緊急時等訪問します。</p> <p>② 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、市町、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。</p> <p>③ 本事業所は必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。</p>
--	--

5. サービスの内容

1 病状・障害・全身状態の観察	6 ターミナルケア
2 清拭・洗髪等による清潔の保持	7 認知症患者の看護
3 食事および排泄等日常生活の援助	8 療養生活や介護方法の指導
4 褥瘡の予防・処置	9 カテーテル等の管理
5 リハビリテーション	10 その他医師の指示による医療処置

6. サービスの利用料金等

利用料金	<p>利用料は医療保険の法定利用料に基づく金額です。</p> <p>※利用者負担金は別紙料金表参照。</p>
利用中止・変更	<p>利用中止については、できるだけ早く当事業所にご連絡ください。</p>
利用料金等のお支払方法	<p>毎月10日以降に前月分の請求書をお渡し致します。</p> <p>① 指定口座への振込みの場合</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>北国銀行 羽咋支店 口座番号：501804 口座名義：株式会社 愛笑</p> </div> <p>② 口座振替の場合 利用料は1ヶ月単位とし、当該月の利用料は翌月22日に、利用者が指定する口座から振り替えます。</p> <p>③ 現金払いの場合 利用料は1ヶ月単位とし、当月分を翌月10日前後にご請求させていただきます。訪問時に集金し、領収書を発行いたします。</p>

7. 訪問看護計画の同意と交付

<p>1 訪問看護計画を作成した場合は、利用者に対して説明し、文章で利用者の同意を得るものとします。</p> <p>2 確定した訪問看護計画については、利用者へ交付するものとします。</p>

8. サービス利用に際しての留意点

- 1 訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- 2 利用者に、他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。サービスのご利用をお断りする場合があります。

9. 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービス提供中に事故が発生した場合は、市町、利用者のご家族、利用者に係る主治の医師等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 緊急時の対応

- 1 サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医や居宅介護支援事業者、予め指定する連絡先に連絡し、適切な処置を行うものとします。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとします。
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
緊急連絡先①	氏名	(続柄：)
	連絡先	
緊急連絡先②	氏名	(続柄：)
	連絡先	
その他	氏名	(続柄：)
	連絡先	

1 1. 苦情対応窓口

利用者及びご家族からの苦情申し出があれば、お気軽にお電話や送迎時にお伝え下さい。解決につきましては迅速に職員間で対応しその結果をご報告させていただきます。

苦情相談窓口		連絡先	対応時間
責任者	井表 芳美	0767-22-0660	8:30~17:30
管理者	木下 真由美	0767-22-0105	

行政窓口

苦情相談窓口	電話番号	対応時間
羽咋市 健康福祉課	0767-22-5314	8:30~17:00
宝達志水町 健康福祉課	0767-28-5506	8:30~17:15
国民健康保険団体連合会 介護サービス110番	076-231-1110	9:00~17:00

1 2. 衛生管理等

- 1 事業者は職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- 2 事業者は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 3. 守秘義務及び個人情報の保護

- 1 事業所及びすべての職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びそのご家族にする秘密を正当な理由なくして第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、本契約が終了した後においても継続します。
- 2 事業所は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて利用者及びご家族の個人情報を用いませぬ。

1 4. 高齢者虐待の防止

利用者などの人権擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- 2 個別支援計画の作成など、適切な支援に努めます。
- 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

1 5. 身体拘束の防止

- 1 当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合は、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載し、その記録は5年間保存します。

1 6. 業務継続計画の策定等

- 1 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- 2 当事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行います。

1 7. ハラスメントに関する事項

- 1 当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとします。
- 2 当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、利用者の職員に対する以下の行為を禁止します。
 - (1) 殴る、蹴る、物を投げつける等の身体的暴力
 - (2) 怒鳴る、嫌がらせをするなどの精神的暴力
 - (3) セクシュアルハラスメント
 - (4) 著しく不当なクレームなどの迷惑行為
- 3 以上の禁止行為により、職員への危害の発生又は再発生を防止する事が著しく困難である等により、看護サービスの提供が困難となった場合は、相当な期間において契約を解除することがあります。

18. その他の留意事項

- 1 当事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備します。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 社内研修 月1回
- 2 職員は、その職務中常に身分を証明する証票を携帯し、利用者又はそのご家族から提示を求められたときは、これを提出するものとします。
- 3 当事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管するものとします。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社愛笑と指定訪問看護管理者との協議に基づいて定めるものとします。

訪問看護ステーションあわら 料金表（介護保険）

○基本料金

令和6年6月1日現在

【介護予防訪問看護】

サービス所要時間	単位	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	303単位	303円	606円	909円
20分未満	451単位	451円	902円	1,353円
30分以上1時間未満	794単位	794円	1,588円	2,382円
1時間以上1時間30分未満	1,090単位	1,090円	2,180円	3,270円

時間外料金

サービス所要時間	夜間・早朝料金			深夜料金		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	379円	758円	1,137円	455円	910円	1,365円
30分未満	564円	1,128円	1,692円	677円	1,354円	2,031円
30分以上1時間未満	993円	1,986円	2,979円	1,191円	2,382円	3,573円
1時間以上1時間30分未満	1,363円	2,726円	4,089円	1,635円	3,270円	4,905円

【訪問看護】

サービス所要時間	単位	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	314単位	314円	628円	942円
20分未満	471単位	471円	942円	1,413円
30分以上1時間未満	823単位	823円	1,646円	2,469円
1時間以上1時間30分未満	1,128単位	1,128円	2,256円	3,384円

時間外料金

サービス所要時間	夜間・早朝料金			深夜料金		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	393円	786円	1,179円	471円	942円	1,413円
20分未満	589円	1,178円	1,767円	707円	1,414円	2,121円
30分以上1時間未満	1,029円	2,058円	3,087円	1,235円	2,470円	3,705円
1時間以上1時間30分未満	1,410円	2,820円	4,230円	1,692円	3,384円	5,076円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

※夜間は18時～22時、早朝は6時～8時、深夜は22時～6時の時間帯になります。

○サービスの加算料金

令和6年6月1日現在

加算項目		単位	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算（Ⅰ） （退院日に新規利用時の月1回のみ）		350 単位	350 円	700 円	1,050 円
初回加算（Ⅱ） （退院日以外に新規利用時の月1回のみ）		300 単位	300 円	600 円	900 円
特別管理加算（Ⅰ）（月1回）		500 単位	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算（Ⅱ）（月1回）		250 単位	250 円	500 円	750 円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（月1回）		600 単位	600 円	1,200 円	1,800 円
ターミナルケア加算（死亡月）		2,500 単位	2,500 円	5,000 円	7,500 円
複数名訪問 加算	所要時間30分未満の場合	254 単位	254 円	508 円	762 円
	所要時間30分以上の場合	402 単位	402 円	804 円	1,206 円
長時間訪問看護加算 （特別管理加算対象者のみ／1回につき）		300 単位	300 円	600 円	900 円
退院時共同指導加算 （1回のみ・特別管理加算のみ2回）		600 単位	600 円	1,200 円	1,800 円
看護・介護職員連携強化加算（月1回）		250 単位	250 円	500 円	750 円
看護体制強化加算（Ⅱ）（月1回）		200 単位	200 円	400 円	600 円
専門管理加算		250 単位	250 円	500 円	750 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1回毎に）		3 単位	3 単位	6 単位	9 単位
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		1回の利用料に対する 5%			

○その他

訪問看護師による死後の処置料 （1回につき）	8,000 円
交通費	サービス提供地域を越えた地点からガソリン代相当額を徴取

訪問看護ステーションあわら 定期巡回型訪問介護看護 連携型 料金表

令和6年6月1日現在

介護サービス費	要介護度	単位	利用者1割負担金(円)	利用者2割負担金(円)	利用者3割負担金(円)
	要介護1	2,961単位	2,961円	5,922円	8,883円
	要介護2				
	要介護3				
	要介護4				
	要介護5	3,761単位	3,761円	7,522円	11,283円

日割り	要介護度	単位	利用者1割負担金(円)	利用者2割負担金(円)	利用者3割負担金(円)
	要介護1	97単位	97円	194円	291円
	要介護2				
	要介護3				
	要介護4				
	要介護5	124単位	124円	248円	372円

加算項目	単位	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算(Ⅰ) (退院日に規利用時の月1回のみ)	350単位	350円	700円	1,050円
初回加算(Ⅱ) (退院日規以外に利用時の月1回のみ)	300単位	300円	600円	900円
特別管理加算(Ⅰ)(月1回)	500単位	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(Ⅱ)(月1回)	250単位	250円	500円	750円
緊急時訪問看護加算1(月1回)	600単位	600円	1,200円	1,800円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (月1回)	25単位	25円	50円	75円
ターミナルケア加算(死亡月)	2,500単位	2,500円	5,000円	7,500円
退院時共同指導加算 (1回のみ・特別管理加算のみ2回)	600単位	600円	1,200円	1,800円
看護・介護職員連携強化加算(月1回)	250単位	250円	500円	750円
中山間地域等提供加算	1回の利用料に対する 4%			
訪問看護特別指示減算	1日につき 97単位減算(指示期間内の日数)			